物語

櫻陵古伝

おうつゝ 美一
一帝と羽を交せり 廿三

857
120
取扱注意 帙入

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』 請求記号 857-120
ガラス使用

857-120

帝國圖書館藏

初音の巻

としハ男たうかあり　ハ踏歌節會[illegible]毎年[illegible]天元六年正月[illegible]
男踏歌[illegible]
[illegible]大和[illegible]朝[illegible]
男踏歌[illegible]　天武三年正朔[illegible]聖武天平元正十四[illegible]百男踏歌[illegible]天平十四年正十六日童女ニ踏歌
新儀式云正月十四日男踏歌[illegible]　延喜[illegible]年正月踏歌[illegible]
[illegible]近衛[illegible]　[illegible]の節ハ[illegible]
[illegible]踏歌[illegible]　丁酉 漢人[illegible]
[illegible]
十六日ハ[illegible]朔日[illegible]西漢人奏踏歌[illegible]
門ヨリ入テ右近陣前庭列立天皇出御清涼殿之孫廂[illegible]
禄ノ綿ヲワタシ机ヲ[illegible]テ机殿前庭ニ[illegible]卿[illegible]ヨリテ東ノ簀子ニ着座[illegible]
子所酒肴供踏歌ノ人漸進テ南殿西柱ヨリ調子ヲ奏メ仙花門ヨリ入テ東ニ庭ニ列立前旋
三度ノ後言吹ニ進テ祝詞ヲ奏ス[illegible]舞人東南ノ階ヨリ昇ル内侍二人
相分テ綿ヲ取テ踏歌人ニカツケ其後処々ニ踏歌暁ニ及テ[illegible]踏歌人[illegible]座ヲ
庭中ニ餝ラレテ各禄給テ退出
[illegible]ノ節会[illegible]女踏歌ト云[illegible]進[illegible]男踏歌[illegible]庭上 七下
四位以下[illegible]催馬楽ヲ歌ヒ[illegible]アリ[illegible]
來テ[illegible]メクリ[illegible]事起レリ末代ニ千秋万歳ト云テ逸興ヲモヨホス
事アルハ是等ノ余風也[illegible]田[illegible]天元六年正月踏歌アリ[illegible]其後ハ
記録ナトニモ所見ナシ其儀式ハ西宮ト云書ニ見エタリ新儀式ニ西宮ニ[illegible]アリ日本紀
持統天皇ニ河海ノ引[illegible]卿[illegible]アリ[illegible]年ニアル事ナレハ今年ハ男踏歌ト[illegible]
[illegible]西宮[illegible]アラレハニリト読[illegible]是禅閣[illegible]也[illegible]諸[illegible]良

札末之紗[illegible]
寺殿斗囊持褌著位袍當夜[illegible]以下相[illegible]白下[illegible]中[illegible]月花門[illegible]
入行列右近陣前庭時[illegible]出御[illegible]座[illegible]平文御倚子[illegible]内[illegible]卑禄綿机立前庭南[illegible]四
閣王卿依召参上[illegible]賜酒有於王卿[illegible]使[illegible]酒[illegible]人進南殿
西以始[illegible]調子[illegible]入仙花門列立庭上踏歌周旋[illegible]後列立御前[illegible]吹進出蓄綿
案立[illegible]祝詞[illegible]囊持[illegible]唯進[illegible]綿数[illegible]曲[illegible]此殿[illegible]着座列立門[illegible]掃部[illegible]
御階南辺一許丈立床子為[illegible]以下[illegible]人以上座相対地為上[illegible]殿西[illegible]南立床子為[illegible]
絃座南廊小板敷東上[illegible]畳立机[illegible]持囊持座又有所司二分吹[illegible]
同着之内[illegible]下北面西上為殿上侍臣座内[illegible]四人[illegible]盤[illegible]人以上座[illegible]臺
盤一基[illegible]着座[illegible]備肴膳次王卿次下[illegible]殿[illegible]盃侍臣所[illegible]色以下行酒三巡後
漸調子竹川[illegible]座列立三回唱後[illegible]人[illegible]進中上東階内侍二人相分被綿
且舞且[illegible]侍[illegible]綿但弾[illegible]者以男[illegible]人二人[illegible]取[illegible]中[illegible]庭中被之[illegible]
曲退出自北廊[illegible]後[illegible]及[illegible]帰[illegible]座如初[illegible]人賜座於庭中[illegible]
[illegible]有[illegible]切北上西面[illegible]持座在南[illegible]北面[illegible]座出[illegible]之後王卿先候笠貫子
[illegible]以下依召参入着座賜酒[illegible]絃数巡之後賜禄有差[illegible]又退出[illegible]
[illegible]子[illegible]各一領[illegible]同色[illegible]一條吹物[illegible]物襖子一領[illegible]錦一
[illegible]高机積綿百屯
延喜十三年正月[illegible]日丁巳[illegible]夜有踏歌
[illegible]以風雪及[illegible]刻[illegible]一刻踏歌人等参入於右近陣前[illegible]絃[illegible]
[illegible]子中[illegible]大[illegible]持[illegible]
[illegible]等[illegible]人等進列[illegible]東以列立之[illegible]子次一万
春[illegible]進南北[illegible]當[illegible]言吹[illegible]持[illegible]綿[illegible]奏[illegible]鳴
曲次[illegible]此[illegible]内[illegible]立[illegible]食行[illegible]掃部[illegible]床子[illegible]歌行
着床子親王[illegible]酒三[illegible]歌竹川曲使地列庭

中内侍藏人等持被綿給踏歌座哥頭以下舞童以上双舞進上階給綿
弾琴殿人并舎男 擣人付後給之 了歌我家曲退出將子一兒自瀧口到東宮御息所曹司踏舞
弘徽殿次當侍曹子 飛香舎 次兼香殿御息所曹子 麗景殿 次克明親王直廬
雅陽舎 次參入東宮寅四剋還參入内裏候右近陣前召之東庭掃部給酒肴
人々參弦哥三四曲後給襖子雅樂物師等給疋絹 但是 即入内哥舞人等退出 千
時卯三剋 同十七年 九之年同之 廿年イ 李部王記延長七年踏哥人装束纓冠麹
塵闕腋袍白丁龍装著深沓持白杖以着立加列前宮權脱劔振靴高巾子着綿
面童子二人在舞人列 太所ノ參児今河子 故貞文子菖蒲町 其装束如舞人 着花加多髪唐及着綿
鞋左少將行枝進中間綿基生供以之以之唱 右大將二声 清弘 称唯 到綿 心
唱一十百千萬億 等 退言吹左權中將伊衡 左哥頭 以右權中將實頼 右哥頭
出北戸參中宮弘徽殿次飛香舎 王氏 縁座 次兼香殿 右大殿 女御 次東宮踏哥參渉
左右大臣右障共不參宿所故不踏又云内侍二人相分被綿且舞且還
女房人持綿臣 及内侍之從 但琴者在下男藏人二人傳取御簾中於庭中被之奏我家曲
踏歌事 私勘
西宮抄云八日被定踏哥之召内藏寮官人仰自明日可弁備踏哥調樂所酒肴
并可奉估綿九估細色一連採糸綿十連綿花料綿二屯糸二両之由召掃部
寮作可奉床子鋪設之由召主殿寮作可奉燎火之由左右門府作可掃
中院并含章堂之由 調樂之事 度西近行含章堂 晴日月中 仍兼作也 召大藏省木工寮官人等作
來十四日可打七尺幄於中院之由召穀倉院預作可設同日中院書王卿食之由
召修理職内作令作進哥頭以下舞人以上之杖 調樂之間假召大臣大將并
女踏歌等家司仰可弁備來十四日踏哥之饗食之由酒飯被綿隨所有
又召御巾子造作可奉高巾子二口又召内藏寮仰奉高巾子新冠緒之状 以足二條 為一條
又召同寮信濃布一丈六尺即以一丈令蔓縫以六尺遣於畫所調 小舎人二人
蔓布新又以内竪蔓所進綿遣童手侍等所令調 被綿以九估為竹以足 下
附為列 十二人新 又以細色綿一連遣同所令調十四日中院新肩綿 舞人以上新 以十 數卅二估 召
左右府官人仰可採進花五枝之由被進之後給作物所令削繕又以
高巾子冠等給御冠師等令調設又可令設長櫃件長櫃御前座起
之間代袋而小舎人二人持出取入餘膳新 給用内藏寮 禄法歌以六人与子染掛各
一領 欲當巾已下舞人已支子染衣各一條樂人九人各襖子一領尉斗袋
持物師等各疋絹 為取冷 召頭北別同動注 二両 事了高巾子返納於所
同日夜若有踏歌前六七日於御前被撰定云以以下舞人持以上人 行列次第 我在當中
其後於中院習禮二三度 時持八省院含章堂 召酒殿贄殿肴為催 真之賀両之隷習之前二日於中院
試樂内藏寮主平張備酒飯掃部寮立床子主殿寮率炬火 當日大藏省立
床子立假中院装束邑目可載注深沓鉄腋亦可加載又諸司二分以下預此定
者着位袍鉄腋袍内藏寮弁備酒饌 成穀倉院備之 晩景着麹塵袍白龍装著
弁慶弁嚢持 內藏寮被綿作物所々奉綿花白杖 前四五日召内藏寮 ... 被染人 ... 進 但高巾子
等著位袍
冠自取給之舞人當夜歌人假右近陣入自月華門出御 ... 王卿依召參
上 教田座敷 多人数長橋 門寮賜王卿酒肴御厨子所供御料歌人北前殿西參入自仁元門
列立東庭踏哥周旋三反列立御前奏歌 ...
唯進計綿次參絹鴨次參此殿南着座行立間掃部寮立内侍南廊奏去
一許立床子為哥頭以下舞人已上座各相對南北為上仁寿殿西階南辺立朱
子為舞人座南廊小板敷東辺西面東上设厄立机為于居升持嚢座

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』 請求記号 857-120
ガラス使用　挟み込み物

若諸司二分吹殿同着北座同壁下北面西上衛府人侍内舎人
舞四支臺盤三臺立第人已上座又立八支臺盤為第人已上
皆手倫者給　王卿已下上戒勸盃　侍長
起座列立如前所四唱後第人已上双第進半上東西南階門侍二人
分被綿且第且還　綿被内侍入　弾和琴者已下男第人傳取自所
北座中被之奏我家曲退出北廊戸向所に暁帰参御座如初所以以下
座給庭中　東北為西上第に給去座在横切北上西南　方屋計裏持座在面上北面　所書所人依召参入着座
給酒餌北面奏管絃数巡り禄有差
天慶　上年　正月十四日踏歌　第人勅度持参左府座伴有時以上左府衛
大石嶽門蛮縁の者位袍　渡書　延喜十九年正月廿日踏歌参所に
高侍所一人親王宿所　等

裏書
国史云　天平六年二月癸巳朔天皇御朱雀門覧歌垣男女二百卅余人
五位已上有風流者皆交雑其中正四位下長田王従四位下栗栖王門部王
従五位下野中王等為頭本末唱和為難波曲侍部曲伎等原廣瀬曲
入裳判曲之音令都中士女縦覧極観而向罷賜奉歌垣男女等
銀有差

初音并細花以二旁并一訂為二巻々末年月とまつはい
うれてあるべきものなりとの事のよし申ふるかう
りり又はまたこうりきこしのくにのあるじ
あるべしとぞ　源氏物語の表紙の月のまとりうり并の
お髪巻巻巻のすれば巻巻并五月細口巻并行巻巻
まで月次わろし行也　夏物はあるべきもの十二月ふ
きあつそうとれあり　二条六条院住居
てきたるあるべきもの　いづれの巻とかいつる説なり　巻巻
いづれの巻とかいつる明なり　巻巻
と云々

源氏巻

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

柳に似舞腰池の加鏡 文集
木池如祇鏡雪新 似残花 俗題 早春
源氏の日の新年ぶの歌とかの柳の眉をとかせる

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

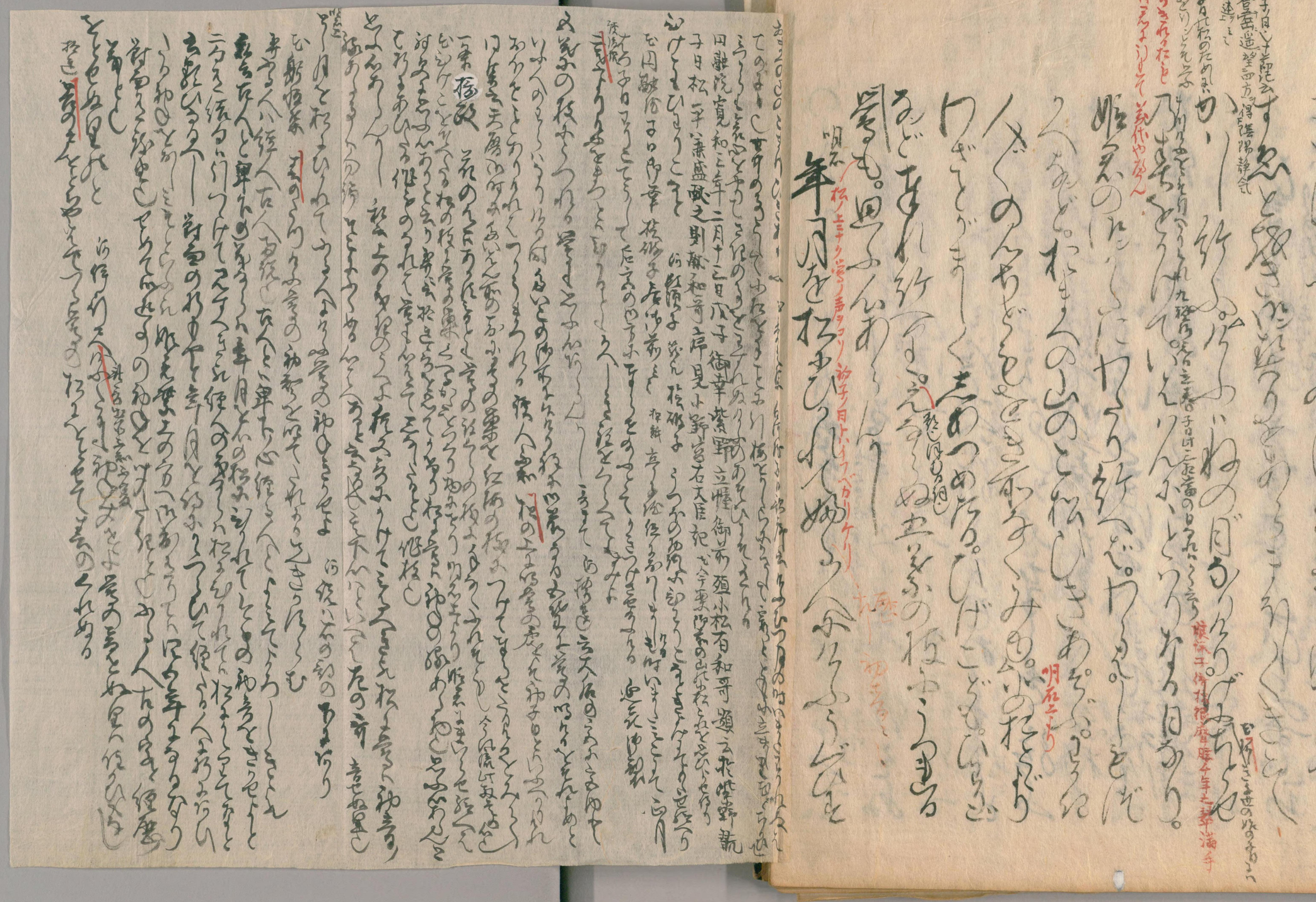

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

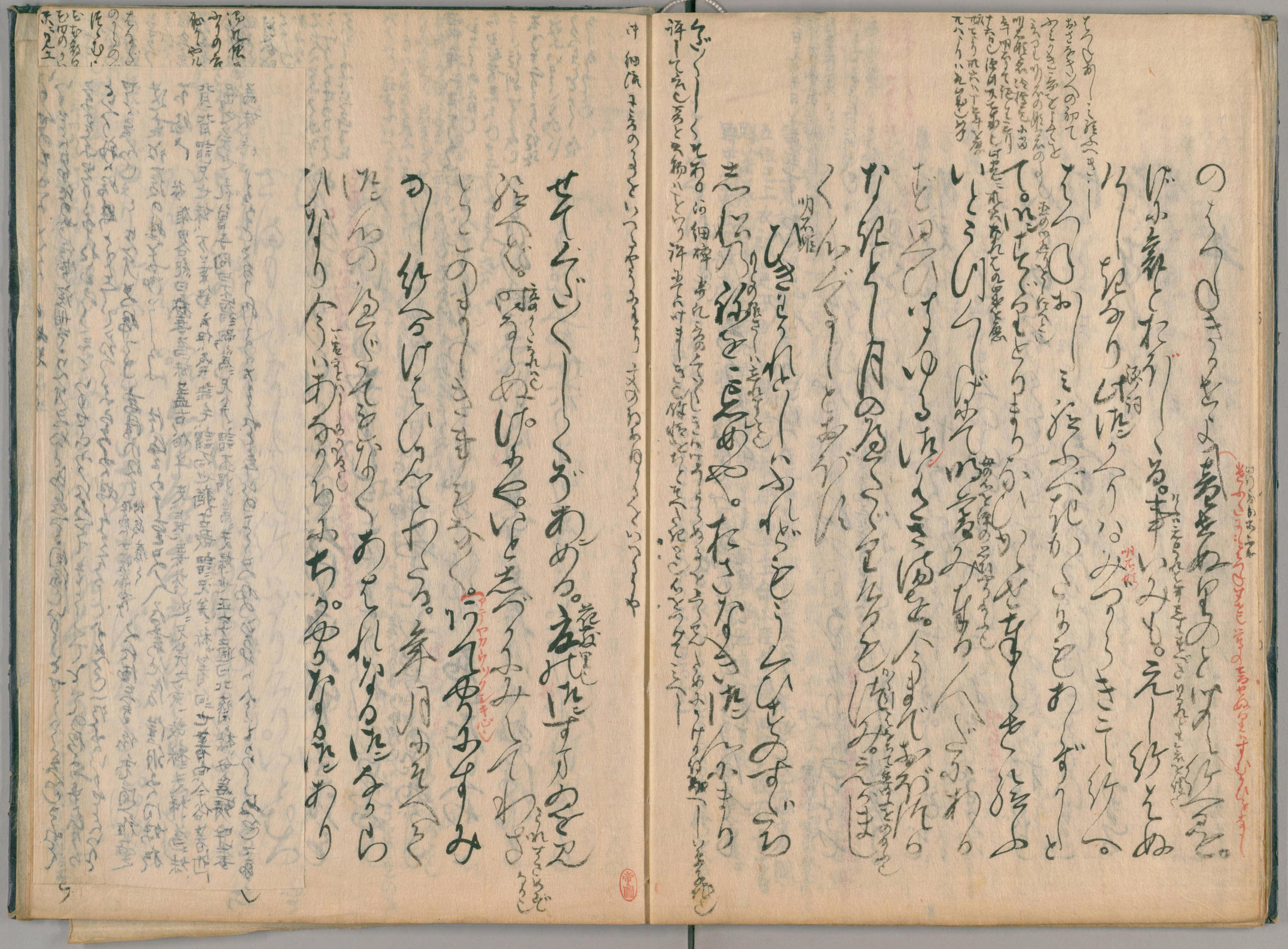

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
がうえ使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
がうス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

唐東京錦
唐に茱萸袋有り東京真中東京錦と云れたり
延喜式に唐東京錦模様用を朝四方二寸許裏
紫色平絹緑色
唐東京錦
唐東京錦蘭菊の文の白綾方一尺八寸緑で白地錦
唐錦

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

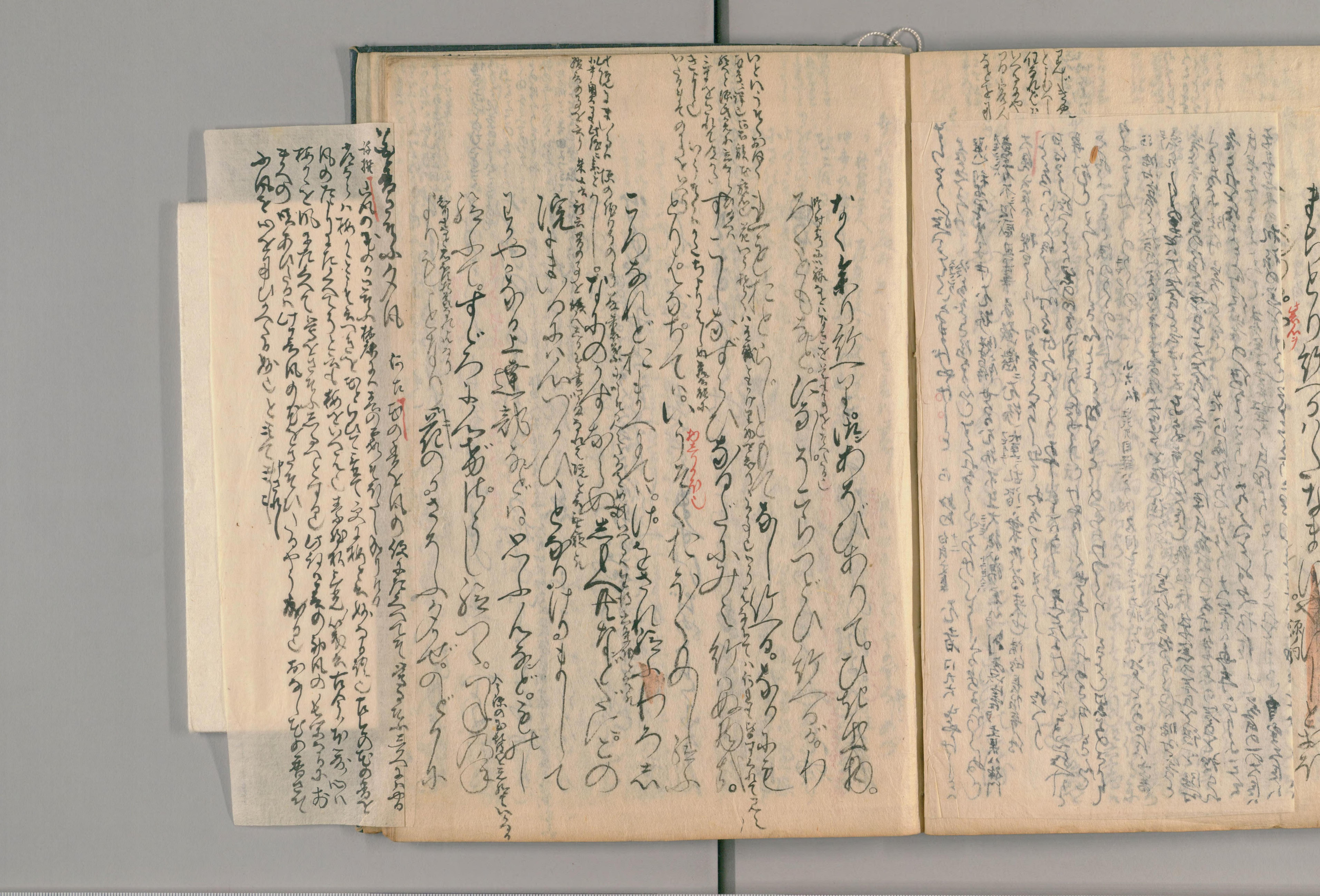

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』 請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
がラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』 請求記号 857-120

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

第十七つぎはぎ

なつかしきものとおもひ出でらるるに、月のかげ
てはなれがたくふかなりぬるを、
なくすまさうにて、うちとけたるを
夜のえんなるに、風ごとに
かをる匂ひ、花の
あきらかにて、ひとり前にいとうつくしき
うるはしきもののうへなれば、
れこせうそこどもをえ
たどりもとめたつねて、
中とおぼしき
行ひをしたまへる

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

のゝしる殿の中将の君内の大殿の君たちそこらにすぐれてめやすくはなやかなりほのぼのとあくるに雪やゝちりてそゞろさむきに竹川うたひてかよれるすがたなつかしき声々のゑにもかきとゞめがたからんこそくちをしけれ御かたがたいづれもいづれもおとらぬ袖ぐちどもこぼれいでたるこちたさ物のいろあひなどもあけぼのゝそらに春のにしきたちいでにけるかすみのうちかと見わたさるあやしく心のみだるゝ見物にぞありけるさるはかうこじのよばなれたるさま

陳氏傳曰此言縞冠素紕而緌之長五寸蓋以其為惰游失業之士使之服此以恥之耳云々

ことぶきのみだりがはしくをこめきたることもことことしくとりなしたるなかなかなにばかりのおもしろかるべきひやうしもきこえぬものをれいのわたかづきわたりてまかでぬ夜あけはてぬれば御かたがたかへりわたり給ひぬおとゞの君すこしおほとのごもりて日たかくおき給へり中将の声は弁少将にをさをさおとらざめるはあやしういうそくどもおひいづる世にこそあれいにしへの人はまめやかなるかたのかしこさこそまさりたる事もおほかりけれなさけだちたるすぢはこのころの人にえしもまさらざりけんかし中将などをばすくすくしきおほやけ

国立国会図書館 タイトル『源氏物語』 請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』 請求記号 857-120

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』 請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』請求記号 857-120
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

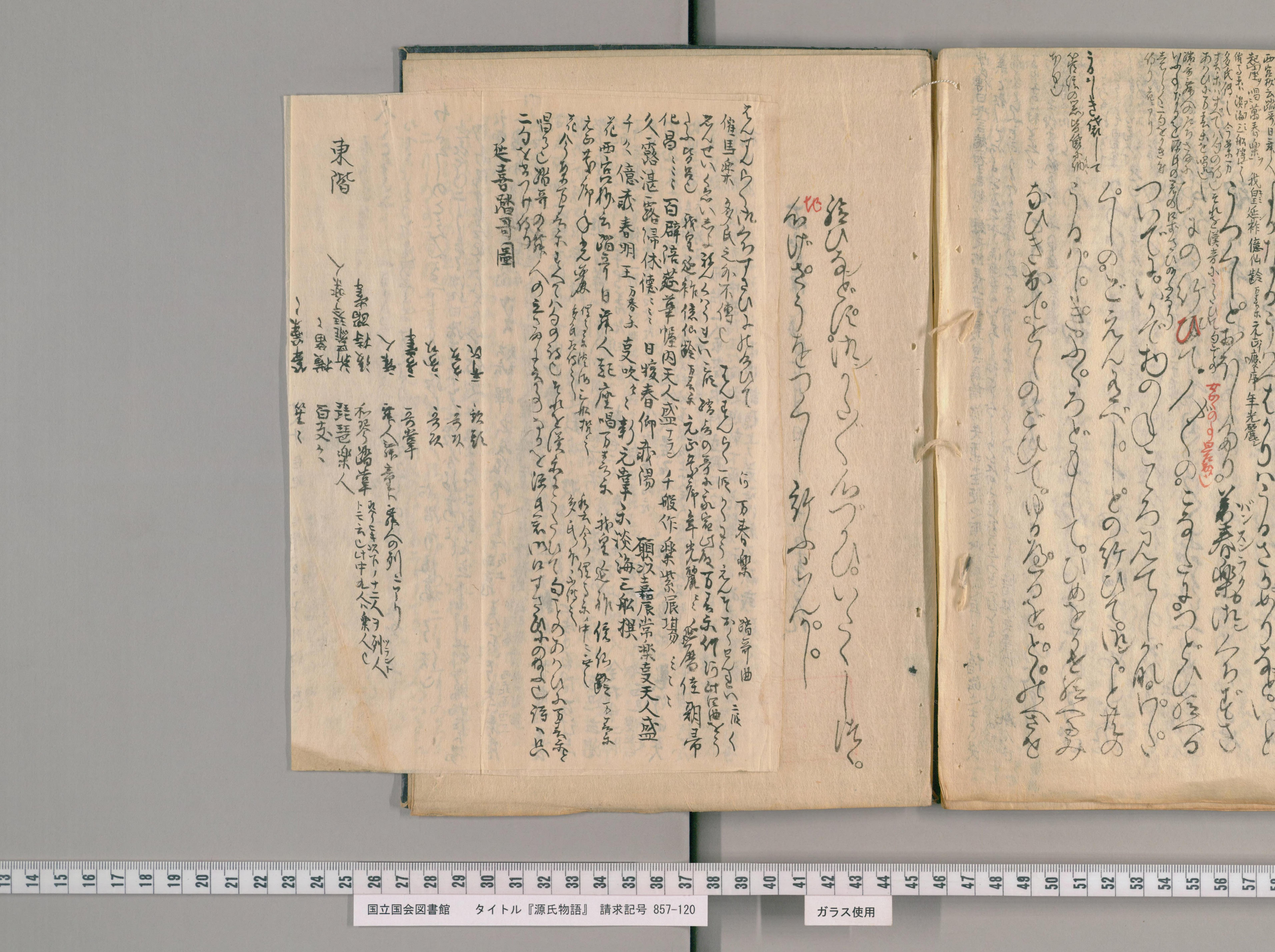

東階

延喜階子圖

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

857
120

右寛保元辛酉七月十日より四十日書写畢

帝国図書館蔵書

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』　請求記号 857-120

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『源氏物語』 請求記号 857-120

ガラス使用